

平成27年第4回竹原市議会定例会会議録

平成27年第4回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	議案第50号	平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
日程第 4	議案第51号	平成26年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）
日程第 5	議案第55号	竹原市水道事業経営審議会条例案
日程第 6	議案第56号	竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第 7	議案第57号	竹原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
日程第 8	議案第58号	平成27年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第59号	平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10		一般質問
日程第11		議員派遣について

平成27年第4回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成27年12月2日(水) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第50号 平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第 4 議案第51号 平成26年度竹原市水道事業決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第 5 議案第55号 竹原市水道事業経営審議会条例案
- 日程第 6 議案第56号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第57号 竹原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第58号 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第59号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年12月2日開会

(平成27年12月2日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時57分 開会

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回竹原市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告致します。

まず、監査委員より平成27年8月から平成27年10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理致しております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、吉田市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（吉田 基君） 本日平成27年第4回竹原市議会定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を頂き、まことにありがたくお礼を申し上げます。

今次定例会におきましては、条例の制定または一部改正に関するものが3件、補正予算に関するものが2件、合わせまして5件の御審議をお願い申し上げます。

諸議案の概要と致しまして、条例案につきましては、水道事業について将来にわたり適切な運営を図るため経営に関する事項を調査審議する附属機関を設置するほか、竹原市介護保険条例について保険料の徴収猶予及び減免の申請に係る記載事項を変更するため必要な規定を整備するとともに、竹原市税条例について納付書等の記載事項を変更するなど、必要な規定を整備するものであります。

また、補正予算につきましては、現在取組を進めております地方創生に関する事業としての公共施設へのフリーWi-Fi機器の設置に関する費用を計上するほか、選挙年齢の引き下げに伴うシステム改修や固定資産税の賦課更正に伴う還付、地方債の償還に要する

経費を計上するとともに、公共下水道事業について年度内に完了が見込めない工事を繰越すものでございます。

各議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，会議録署名議員の指名についてを議題と致します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番堀越賢二議員，9番道法知江議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの14日間と致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの14日間と決定致しました。

日程第3・日程第4

議長（北元 豊君） 日程第3，議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について、日程第4，議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題と致します。

本件は、平成26年度決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

9番道法知江議員。

決算特別委員会委員長（道法知江君） 決算特別委員会に付託されました議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに議案第51号平成26年度竹原市水道

事業決算認定について、審査の経過及び結果について報告致します。

平成27年9月24日の本会議において、指名を受けた6名で構成される本委員会に付託されて以来、現地視察も含む計8回の委員会を開催致しました。

審査に当たりましては、予算の執行が関係法令の規定に準拠し、適正かつ公平に執行され、期待された行政効果が達成されているか、収入は適正に確保されているか、また財産が適正かつ公正に維持管理されているか等について、決算書並びに決算附属資料はもとより、関係帳票、また必要に応じ資料の提出と説明員の出席を求め、所管ごとに詳細な審査を行いました。

その結果、議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定については、次のとおり指摘と要望、意見を付し、賛成多数で認定すべきものと決定致しました。

歳出につきましては、1. 地域公共交通活性化のため、都市マスタープランの策定を図られたい。2. 観光客が回遊性や滞在時間を高めるためのWi-Fiの整備促進を図られたい。3. 公共施設等総合管理計画の基礎データとなる固定資産台帳整理を図られたい。4. 子育て支援を部分的に行うのではなく、総合的に行う施策の転換を図られたい。5. 農林振興では、既存農業の高品質化を図るとともに新規ブランド化の確立を図られたい。6. 公共下水道整備においては、地域の特性に応じ、浄化槽などの変容も含め下水処理のあり方を検討されたい。

歳入につきましては、公平負担と行政サービスの充実を図る財源確保の観点から、滞納整理に関し法に基づいた適正な対応を要望致します。

以上で平成26年度竹原市歳入歳出決算認定についての報告を終わります。

続きまして、議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定については、次の要望を付して賛成多数で認定すべきものと決定致しました。

歳入につきましては、先ほどの指摘、要望事項と同様、より一層の滞納整理を推進する中、法に基づいた適正な対応を要望致します。

歳出につきましては、人口の減少により、今後は水需要の増加が見込めない現状において、水道施設整備基本計画に基づいて引き続き配水管布設替え工事を実施され多額の資金が必要となることから、経費の削減に努め、安価で安全、良質でおいしい水の安定供給に努められることを要望致します。

以上を申し上げ、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

まず、各案件に対する反対討論の発言を許します。

13番松本議員。

13番（松本 進君） それでは、議案第50号について、2014年度の一般会計等決算認定について、私は反対をしたいと思います。

安倍自公政権による消費税8%への増税は、市民や零細業者の生活、暮らしを脅かしていると私は考えます。同時に竹原市財政の負担増への悪影響が、5%から8%への3%消費税増税分が予算ベースで2億774万7,000円となっています。日本国憲法第25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、と国民の生存権と国の義務規定を定めています。

また、地方自治法第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする自治体の責務を定めているわけであります。

一般会計等の歳入における滞納者の所得を調べてみますと、年所得100万円以下の滞納者は住民税で54%、固定資産税では78%、国保税では66%を占めています。生活保護費を下回る生活困窮者は各種重税に苦しめられ、生存権を脅かしているのが現状です。高い国保税が払えないで苦しんでいる市民の医療保険証の実質的取り上げが8件、短期保険証の発行が148件など、市民の健康と命を脅かす医療制限は即刻中止すべきであります。竹原市は、自治体の責務を果たすために各種重税の負担を軽減、減免する施策を早急に実施すべきであると考えます。

介護サービスについては、特別養護老人ホームの入所希望者、いわゆる待機者の実態は市内3施設で419人に上ります。そのうち、在宅待機者は162人、要介護者3以上が68人を占めています。待機者の実態を改善することは、待ったなしの切実、緊急な課題であります。一刻も放置することは許されないと思います。必要な介護入所施設を計画的に増床すべきであります。

在宅介護サービスでは、サービス限度額に対する利用率が要介護5で51.9%です。最も在宅介護を必要とする重度の要介護者、関係者が十分な在宅サービスを使えない深刻な現実があります。憲法25条の生存権や人間の尊厳を守る社会福祉の実現を、今こそ真剣に考えるべきときであります。

後期高齢者医療制度は、保険料滞納者が37人、年間所得が0は13人、1円から50万円未満が4人、50万円から100万円未満は4人、保険料滞納者の70%が年間所得100万円未満から0であります。滞納者の罰則は、短期保険証の発行が148人、高齢者の医療権、生活権を脅かしてはなりません。生活困窮者への緊急措置として、月額年金1万5,000円以下の人、あるいは無年金者の高齢者には保険料を実質無料化する施策を具体化すべきであると指摘したいと思います。

次は、教育費についてです。

小学校、中学校の学用品や給食費などを支給する就学援助制度は、義務教育を支える重要な支援制度であります。2010年度からクラブ活動費や生徒会費、PTA会費の3項目を新たに支給するように文部科学省が改善しました。国が交付税の需要額を財政支援しているにも関わらず、いまだに竹原市教育委員会は3項目の追加支援を実施しておりません。この予算措置は、小学校で152万円、中学校で447万円、合わせて約600万円余りで対応できます。就学援助制度の改善を強く求めておきたいと思います。義務教育費に必要な学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,597円、中学校で最高月額2,318円であります。義務教育費の無償化に準じた学級教材費の改善措置が全くとられておりません。さらに、幼稚園施設の耐震化を繰り返し求めているにも関わらず、放置されていることは断じて許せないと思います。保護者の説明、合意も得ておりません。小中学校、幼稚園の学校施設の耐震化を最優先する教育行政に転換すべきであります。

小中一貫教育の導入については、その内容を保護者、関係者に十分に説明と理解に基づく合意形成は欠かせません。小中学校の統廃合ありきの教育行政では、真に子どもの学力向上や健やかな成長はあり得ません。文科省は小中一貫教育に課題が多数という実態調査を公表しております。特に教職員の多忙化問題、長時間勤務の解決は急がなくてはなりません。この問題を放置して小中一貫教育を導入することは許されないと考えます。子どもの学習権、健やかな成長を保障するためにも、教職員の時間外勤務の解決を早急を実現すべきであります。

次は、私は公共事業のあり方について発言します。

市民の生活，暮らしを最優先する事業の緊急度，必要度を真に精査すること，また市内の中小業者の仕事を確保し，地域が本当に元気が出る循環型経済対策事業を大胆に推進すべきことを繰り返し求めてきました。新開土地区画整理事業は，巨額な投資にも関わらず人口減少の歯どめにはなっておりません。圃場整備事業は，完成後40年を経過しないと事業効果が見えてきません。この事業が真に竹原市の経済活性化や地域振興にどれだけ役立っているのかは，私は大変疑問だと考えています。また，国交省は公共下水道事業の汚水処理地域を縮小し，合併浄化槽への転換を求める汚水処理構想の見直しを求めています。竹原市でも公共下水道事業費の72%が一般財源と借金で賄われている現実があります。その結果，下水道事業債は54億円となり，一般会計の地方債残高121億円の45%にまで膨れ上がっているわけであります。公共下水道事業から合併浄化槽事業への竹原市汚水処理計画を早急に見直すこと，そして雨水排水処理事業への優先移行することを強く求めておきたいと思えます。私は現在の竹原市の公共事業のあり方を抜本的に見直して，災害から市民の命と財産を守る急傾斜地崩壊対策事業や低地の浸水防止対策，雨水排水対策事業，下水道整備事業，生活道路の整備事業やLED化による防犯灯の増設など，市民の生活環境の整備充実に切りかえることを強く求めておきたいと思えます。地元業者や市民が使いやすい住宅リフォーム助成制度を抜本的に改善し，元気な竹原市を実現することは緊急課題であります。遅れている学校施設や避難所等公共施設の耐震化は無条件，最優先に実施すべきであると思えます。さらに，農業や漁業等の衰退に歯どめをかけるかなめは従事者の再生産活動を維持し，なりわいとして成り立つ具体的な支援策を実施できるかどうかにかかっています。原則，国が大きな役割を担う価格保障や所得保障を中心にした施策が必要でありますけれども，私は竹原市としてその第一歩が踏み出せるように，食料の自給率向上はもとより安全な食の確保に積極的な役割を果たすことが自治体としても求められていると考えます。TPP参加による農業の破壊や食の安全を脅かす事態は許されません。改めて竹原市はTPP反対を明確に表明すべきと指摘しておきたいと思えます。

次は，公共施設の管理についてでありますけれども，竹原市の公共施設の指定管理者はコスト削減のみに重点が置かれていると私は考えています。そこで働く人の賃金を限りなく低額に押し込み，地域を疲弊させることは明らかだと思えます。私は，改めて市が責任を持つ本来の公共施設の管理に戻すことを強く求めておきたいと思えます。

私は，部落差別に起因する差別事件発生の有無等の決算資料を毎年求めてまいりまし

た。この間、竹原市内で市民が特定できる部落差別事象は発生しておりません。にも関わらず、従来の予算措置が継続されており、私は隣保館等の運営事業や部落解放同盟の団体補助金は全額削減することを強く指摘しておきたいと思います。

最後になりますけれども、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境は大変厳しくなっていると私は考えます。行政改革として安易に人件費の削減を優先させれば、市民サービスを支える市職員の継続性、安定性が欠落してしまいます。臨時職員等の不安定雇用は早急に改善し、また安定雇用の職員を計画的に増やす、市民サービスを充実させる環境整備を早急に具体化すべき、このことも強く指摘して、私は反対討論としたいと思います。

議長（北元 豊君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第50号平成26年度竹原市歳入歳出決算認定についての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第51号平成26年度竹原市水道事業決算認定についての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5～日程第9

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第55号竹原市水道事業経営審議会条例案から日程第9，議案第59号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題と致します。

提出者の説明を求めます。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第55号の竹原市水道事業経営審議会条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページ，補足説明書の2ページをお願い致します。

本市の水道事業につきましては、人口減少に伴う水需要の減少が続く中、施設の老朽化が進んでおり、今後計画的な更新を図ることなど対応が必要となっております。

こうした中、本案につきましては、水道事業について将来にわたり適切な運営を図るため、経営に関する事項を調査審議する市長の附属機関を設置するものであります。

内容につきましては、市長の附属機関として竹原市水道事業経営審議会を置くこととするとともに、当該審議会の委員を10人以内で組織すること、学識経験者や水道の利用者のうちから市長が委嘱すること、任期を2年とすることなどの必要な事項を定めるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第56号の竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページ，補足説明書の3ページをお願い致します。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に係る記載事項を変更するため、必要な規定を整備するものであります。

内容につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請書の記載事項に個人番号を加えるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） それでは、私からは議案第57号から59号までの3議案について御説明申し上げます。

議案書の7ページ、補足説明書の4ページをお願い致します。

議案第57号竹原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行規則等の一部改正されたことなどに伴い、納付書等の記載事項を変更するなど必要な規定を整備するものであります。

内容につきましては、納付書及び納入書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号を記載することとした改正規定を削除するなどするとともに、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書の定義に関する規定を改正するものであります。

次に、補正予算書1ページ、議案参考資料の12ページをお願い致します。

議案第58号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、地方創生に要する経費として公共施設へのWi-Fi機器の設置に係る機器リース料など450万円、市税過年度償還金等に要する経費として、固定資産税の賦課更正に伴う過年度還付金及び加算金2,000万円、選挙費に係る一般事務に要する経費として選挙年齢の引き下げに伴うシステム改修委託料239万8,000円、合わせて2,689万8,000円を追加計上しております。

公債費においては、地方債償還に要する経費として、当初予定より早期に資金調達を行ったことに伴う地方債償還元金2,310万5,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金495万8,000円を追加計上するとともに、一般財源として前年度繰越金216万円及び繰入金4,288万5,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,000万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ132億4,275万6,000円となるものであります。

次に、補正予算書17ページ、議案参考資料の13ページをお願い致します。

議案第59号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、実施工期の不足に伴い繰越明許費を計上するものであります。その概要につきましては、公共下水道事業に係る成井汚水幹線整備工事において、当該工事箇所周辺の通行規制等に関し地元との調整に不測の日数を要したことによ

り、翌年度に事業を繰り越して実施するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） ただいま議題となっております5件につきまして、これより総括質疑に入ります。

委員会付託の場合は、議事能率上、議題に対する大綱程度とし、事務的、技術的内容は委員会で行うべきであります。また、質疑者は自己の意見を述べることは許されませんので、申し添えておきます。

それでは、質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、総括質問でありますので、市長の職務権限に関わる問題や市長の判断が強く求められる、そういった問題に限ってこの場で質問したいというふうに思います。

まず、議案第55号についてでありますけれども、この提案は水道事業の経営に関する事項の調査審議ということで審議会を設置するという提案になっております。私は竹原市の水道事業の経営で大きな比重を占める県用水の受水費、これまでいろいろ意見も申し上げてきましたが、この県用水の受水費は1億9,000万円余り、水道事業費の23.23%を占める大きな支出の負担となっております。私は、この審査するに当たって市長に伺いたいのは、この最大の問題をどう解決していくのか、諮問ですから白紙撤回、白紙からということではなくて、市長の一定の見解があつてこの水道事業をどうするのかということに関わると思うんですから、この県用水の受水費、私はこれまで大きな負担だと、計画的な削減なり撤退といいますか、このことを強く申し上げているわけですから、この負担を解決する上でこの県用水の受水費をどうするのか、ここに大きな課題があると思うんです。

それともう一つは、市内の自己水源の活用についてであります。

これは決算なんかで調べてみますと、中通水源という一つの例がありますが、取水能力に対して45%の取水率しかない、率直に言えば自己水源の活用が極めて低いということがありますので、私はこの水道事業の経営にとって県用水の削減、それと自己水源を活用することが最大の課題だと思いますので、市長がこの審議会設置するに当たっての諮問ですから、意見を求めておきたいというふうに思います。

それから2点目は、議案第56号、議案第57号に関わりますけれども、マイナンバー

制度の運用について。運用ですから基本的な技術的な問題は別として、マイナンバー制度の基本的な運用の問題に関わると私は考えますので、是非市長の方から御答弁をお願いしたい。

私は9月議会も問題で質問しました。今朝の新聞を見てみますと、マイナンバー一斉に提訴、違憲の差しとめを求めるといような記事も載っておりました。これはなぜかという、国のマイナンバー制度では憲法で保障されたプライバシーを侵害する、こういった訴えから出されているものであります。私も9月議会の中で様々な問題から質問しました。再度ここで、基本的な問題ですから、竹原市長は竹原市民の多くの個人情報を積極的に管理する最大の責任があるわけですから、いろんな個人情報を竹原市として扱っている。このマイナンバー制度で運用されれば、先ほど言ったような憲法が保障したプライバシーの侵害に当たるんじゃないかということも現実に出されています。私も9月議会ですのこを申し上げました。

くどいようですけれども簡単に聞きます。9月議会以降、マイナンバー制度に伴って個人情報扱う責任者として、市民の個人情報の完全保護、この対策はとられているのかどうか、ここだけをお聞きしたい。

それから、2点目については介護保険の申請に関わる議案も出されております。ここちょっと引用させてもらいますと、介護保険の申請書に、記載事項に個人番号を加えるとあります。これは申請者が自らの個人番号を記入する義務がある。義務があることは個人番号を記入しないと罰則や介護保険等のサービスが受けられないのかどうか、ここには個人番号の記載義務、今回こういう提案です。その記載を加えるところを設けるという提案です。ナンバー法でも個人番号を記載しなさいよと義務化があります。その問題と、私はここでマイナンバーの根幹に関わる運用の問題ですから、市長自らが責任を持ってきちっと答えなくてはいけない、義務があるけれどもいろんな事情で個人番号を記載しないとか、そういう人がいた場合、罰則やここで言う介護保険サービスが受けられないのかどうかを明確に答えてください。

次は、市税等の納付書の問題ですけれども、この議案では市税等の納付書等に法人番号の記載云々削除するとあります。なぜこういった納付書に記載するのを削除したのか、その最大の理由はどこに問題があるのか、ここだけを明確に答えて頂きたいと思います。

次は、議案第58号について要点だけを質問したいと思います。

新聞報道でもされました固定資産税の還付金について、今回提案は2,000万円計上

されております。新聞でも報道されておりますから簡潔に聞きたいわけですから、市長の明確な判断と対策、認識をお伺いしたいのは、課税ミスの原因はどこにあるのか、その抜本対策はどうしようとしているのか、これだけを質問したい。

議長（北元 豊君） 総括質疑に対する答弁。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 議案第55号の水道事業経営審議会に関わる御質問について、私の方から御答弁申し上げます。

水道事業経営審議会の諮問の内容、これについての御質問であろうと思います。

経営審議会の諮問の内容につきましては補足説明の中で申し上げましたように、水道事業について将来にわたり適切な運営を図るため、経営全般に関する事項、これを調査審議して頂くものであります。したがって、経営上の合理性や効率化、妥当性など経営全般に関して審議会で御審議頂き、適切な事業運営を図ろうとするものであります。

以上です。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 私の方からは、議案第56号から議案第58号の総括質疑に対する御回答を申し上げます。

まず、議案第56号につきましては、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、介護保険料の徴収猶予や減免の申請に関する書式の記載事項に個人番号を加えるといったことが国の制度として示されたことによりまして、条例の一部変更を行うものでございます。

また、議案第57号の市税条例の一部改正条例の一部改正条例案でございますけれども、こちらにつきましては地方税法施行規則等が一部改正されるなど、こちらもいわゆるマイナンバー法における法人番号について行政側から通知される文書への記載の取り扱いが変更されたことにより、一部改正条例を一部改正するものでございます。

それから、最後に議案第58号、一般会計補正予算案でございますけれども、予算案の全体概要につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、今回の固定資産税の賦課更正に伴う還付に係る補正でございますが、こちらにつきましては住宅用地に係る軽減特例の入力漏れによるものでございまして、これにつきましては関係する納税者、それから市民の皆様に対して深くおわび申し上げます。

今後につきましては、事務処理時のチェック体制、これを徹底しまして適切に対応して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 再質問に当たって議長に是非私が言いたいのは、要点を聞いとるのに何で要点を答えないんですか。

それと……。

議長（北元 豊君） 松本議員，総括質疑であります。

13番（松本 進君） いや，だからマイナンバーの根幹に関わる問題を市長に答弁を求めとるわけじゃないですか。

議長（北元 豊君） だから，常任委員会できちっと審議してください。

13番（松本 進君） それは常任委員会の判断できないから言ようるんですよ。

議長（北元 豊君） いやいや，してください。

13番（松本 進君） いやいや，それが市長が決裁を超えるような判断だったらいけないじゃないですか，今しかやっとかにかや。

議長（北元 豊君） だから，今第1回目に言われたとおり，総括質疑で今言われたとおりですから。

13番（松本 進君） それはおかしいですよ。

だから，私はさっき言ったように市長の権限を越えるような課長やなんかできないじゃないですか。だから，この場で聞いておるわけですよ。だから，ひとつもう一回繰り返しますよ。個人番号が，訴訟も出てる，プライバシー侵害出るんじゃないかという不安の声があるわけなんです。だから，私もそのことで9月議会にも聞きました。ですから，市長は竹原市民の多くの個人情報扱う管理責任者ですから。このマイナンバー制度が運用されて個人情報の完全保護は可能なかどうか，そこだけを聞いとるわけじゃないですか。あとの部課長がこれを答えられますか。個人情報を完全保護できるかどうか，できるできないを答えればいいんじゃないですか。あとは詳しく聞きますよ，委員会で。

もう一回聞きますよ，そのことを。

マイナンバー制度の運用の根幹に関わる問題です。国はこの制度を導入しようとして，今いろいろ準備をしている。ですから，私は市長の判断と答弁が求められることについて限定して聞いておるんです。マイナンバーの運用の根幹に関わる問題じゃないですか。

議長（北元 豊君） 松本議員，議題となった事件についての質疑をしてください。

13番（松本 進君） ですから、議題になってるじゃないですか。

議長（北元 豊君） 設置についてのとか、あるいは体制についてのところですか。

13番（松本 進君） この問題が、設置というてもこれは前提で後からなってることですよ。私はここは市長の判断を求める根幹の問題を聞いとるわけじゃないですか。

（「議長、整理して貰え」と呼ぶ者あり）

何を言うてるんですか。だから、個人番号の保護は完全に保護できるんかどうかについての市長の認識を求めてる。

議長（北元 豊君） 調整のため、暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時17分 再開

議長（北元 豊君） 休憩を閉じて再開致します。

議長として、総括質疑に対する松本議員に対して、委員会付託の場合、議事能率上議題に対する大綱程度とし、事務的、技術的内容は委員会で行うべきであります。また、質疑は自己の意見を述べることは許されませんので、申し添えるということでお話ししました。その中で、この件につきましては一般質問、委員会でやって頂きたい。そういうことで、総括質疑の質問でないので注意を与えておきます。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 明確な答弁がありませんので大変残念ですし、市民が本当に大きな期待を、この問題に不安を、心配を抱いていると、先ほど訴訟も起こされているよということを言いました。だから、私の質問は細かい技術的なことを言ってるんじゃないくて、マイナンバー制度の運用に関わる根本そのものを聞いている。あとは、その介護保険の問題とか市税に関わる問題とか、そういった答弁がありませんよね。だから、あそこもきちんと答えてくださいよ、それは。だから、ここの議題外という問題でも大綱というような問題は、私はマイナンバーの運用に関わって、基本的なところですから。いろんな情報漏れが起こったり漏えいが起こって不安が起こってる、訴訟も起こってる、これに対して竹原市としては市長が個人情報管理する責任があるわけですから、いろんな不安に対して私は答える義務があると。市長はそこで、議長が整理する問題ではないと、私はそう考えます。こんなに大きな重大な問題で、市長に関わる、権限に関わる問題じゃないですか。市民の情報を保護しますよ、できますよ、あるいは問題がありますよと。何でそれができないんですかということ、私は繰り返し質問で言いたいです。それだけ多くの市民が不安

を抱えてるマイナンバー制度の運用に関わって、個人情報漏れるんじゃないか、流用されるんじゃないか、不正利用されてプライバシーの侵害に関わるんじゃないか、多くの心配はあります、訴訟もありました。なぜこの疑問、質問に対して答えられないんですかと市長に直接私は聞きたい。

それからあと、介護保険の問題でも法律はこうなってる、しかし記載できなかった場合はどうなるんですかという質問をしとるんですよ、大きなことを。介護保険のところに番号を記入しなさいというような提案をしてるわけじゃないですか。提案をしとって、もし書けないとかいろんな事情で書かない、法律では義務化になってる、もし書かなかった場合は罰則があるんですか、不利益をこうむるんですか、こういった市民の多くの不安に対してなぜ答えられんのか。

2つ目というたらそれです、繰り返し言います。

3つ目は、補正予算で議案第58号で課税ミスのことです。10年間もこういった課税ミスが起こった原因と対策が誰も知りたいたいです。細かい技術的なことを聞いとるんじゃない。何でこういう課税ミスが起こったのか、大まかな原因を聞いとるわけです。対策は委員会で聞いてくださいというんならそれでもいいです。原因がわからんのに何でこんなことができるんですか。繰り返しになるじゃないですか、課税ミスも。

議長（北元 豊君） いま一度注意しておきます。

常任委員会できちっとやってください。

（13番松本 進君「注意をするけど、私は質問してるんですよ。課税ミスの問題でも何で答えられないのかというのを答えてください」と呼ぶ）

あくまでも言います。一般質問あるいは常任委員会ですてください。

（13番松本 進君「整理してくださいや」と呼ぶ）

自席にて暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

議長（北元 豊君） 休憩を閉じて再開致します。

わかりました。総括質疑の範囲を超えとるということで、よって会議規則第55条第2項の規定により発言を禁止します。

（13番松本 進君「勝手に判断してストップさせちゃい

けんで。何考えとるんだ」と呼ぶ)

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

（13番松本 進君「多くの市民が見ようるんじゃけん
う」と呼ぶ）

ただいま議題となっております議案第55号竹原市水道事業経営審議会条例案から議案第59号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託致します。

以上で本日の日程は終了致します。

会期予定のとおり、12月3日と4日は10時から各常任委員会の審査をお願いし、12月7日は10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会致します。

午前11時24分 散会